

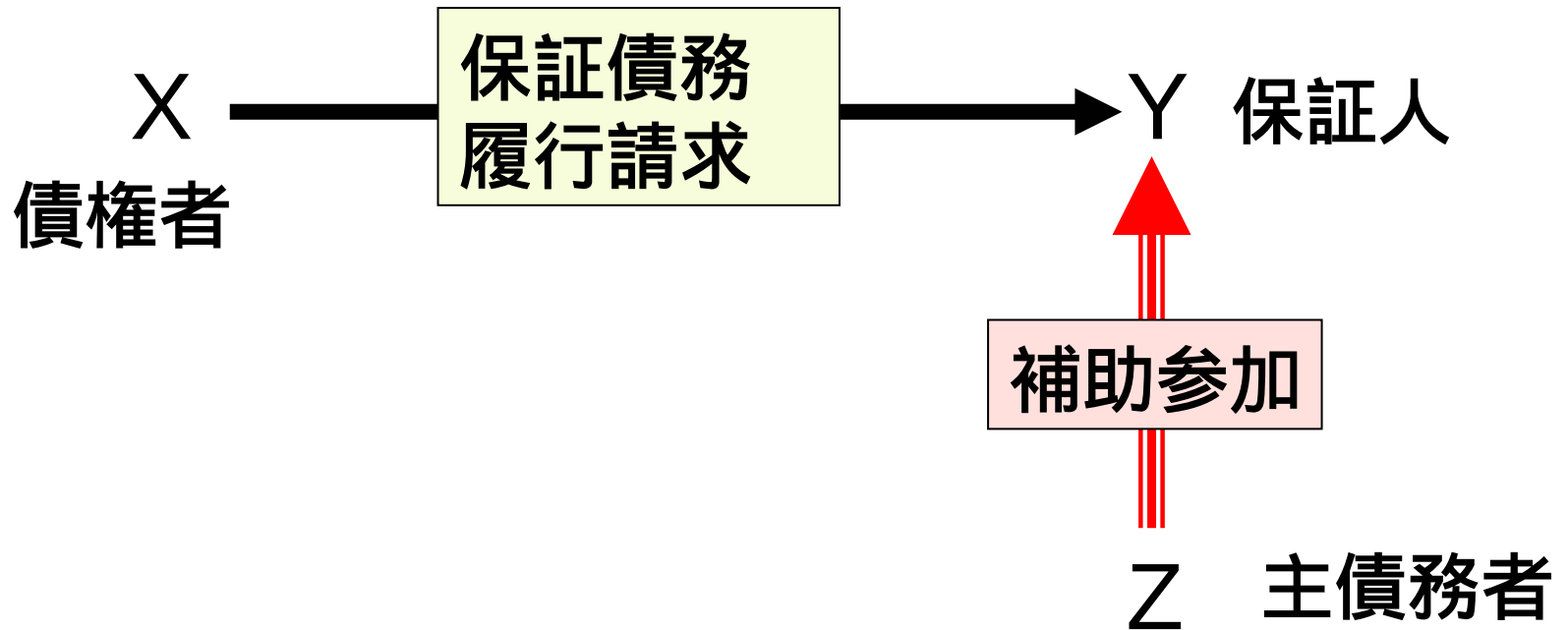
2005年 民事訴訟法3

関西大学法学部教授
栗田 隆

第4回 (目次)

- 補助参加 (42条 - 46条)

補助参加（42条 - 46条）



補助参加の意義

- 補助参加とは、他人間の係属中の訴訟の結果について利害関係を有する第三者が、当事者の一方を勝訴させることによって自己の利益を守るために訴訟に参加することをいう。
- 補助参加人は、自らの利益を守るために自らの名と費用において訴訟を追行するが、相手方との間に請求が定立されているわけではないので、当事者ではない。

補助参加の要件（42条）

- 他人間に訴訟の存在 原則として他人間の訴訟が係属中であることが必要であるが、補助参加人は、再審の訴えを提起するとともに補助参加することができるという例外がある。
- 参加の利益 訴訟の結果について補助参加を認めるのが適当な程度に利害関係(法律上の利害関係)を有すること。（最高裁判所平成13年1月30日決定）

最高裁判所平成 13 年 1 月 30 日決定

- 民訴法 42 条所定の補助参加が認められるのは、専ら訴訟の結果につき法律上の利害関係を有する場合に限られ、単に事実上の利害関係を有するにとどまる場合は補助参加は許されない。
- そして、法律上の利害関係を有する場合とは、当該訴訟の判決が参加人の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。

最高裁判所平成 13 年 2 月 22 日決定

労働者



労災保険給付の
不支給決定の
取消訴訟

労働基準
監督署長

- 労働者から損害賠償を請求される可能性があることは、参加の理由にならない。
- 労働者が勝訴すると労災保険の料率が上昇することは、参加の理由になる。

補助参加

事業主

最高裁判所平成13年1月30日決定

株主

粉飾決算の指示等を
理由とする損害賠償
請求の代表訴訟

取締役

取締役会の意思決定が違法であるとして取締役に対し提起された株主代表訴訟において、株式会社は、特段の事情がない限り、取締役を補助するため訴訟に参加することが許される。

✓この先例は、新会社法849条1項により意義を失った。

補助参加

会社

補助参加の手続（43条）

補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない（43条1項）。

1. 補助参加の申出は、明示的になされなければならない。
2. 補助参加の申出は、補助参加人としてすることができる訴訟行為(上訴・再審の訴えなど)とともにすることができる。再審につき、 45条参照

補助参加に対する異議（44条）

- 補助参加がなされると、訴訟が複雑になることがある。相手方にとっては、不利になることもある。
- 当事者(被参加人およびその相手方)は、参加を阻止するために、参加申出に異議を述べることができる。

補助参加人の訴訟上の地位（45条）

当事者に準ずる面

- 被参加人を勝訴させる一切の訴訟行為をなすことができる
- 期日の呼出や判決の送達を受ける
- 補助参加によって生じた訴訟費用の負担の裁判の名宛人となる。

補助参加人の訴訟上の地位（45条）

非当事者の面

- 参加人を尋問する場合には、証人尋問の方法による。
- 参加人に手続中断事由・中止事由が生じた場合でも（124条参照）、手続は中断・中止されない。

補助参加人の従属性（45条 1 項）

次の訴訟行為はなしえない

1. 被参加人がすでになしえなくなった行為。
2. 被参加人に不利益な行為（上訴権放棄、上訴の取下げ、自白）
3. 訴訟そのものを設定・変更・消滅させる行為

補助参加人の従属性（45条2項）

参加人の行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。例えば、

1. 被参加人が自白した事実は、自白の撤回の要件が備わっている場合でも、被参加人自身が撤回しない限り、参加人が否認しても効力を生じない。
2. 参加人が否認した事実を被参加人が後から自白した場合も同様である。

従属性 被参加人の有する形成権の行使

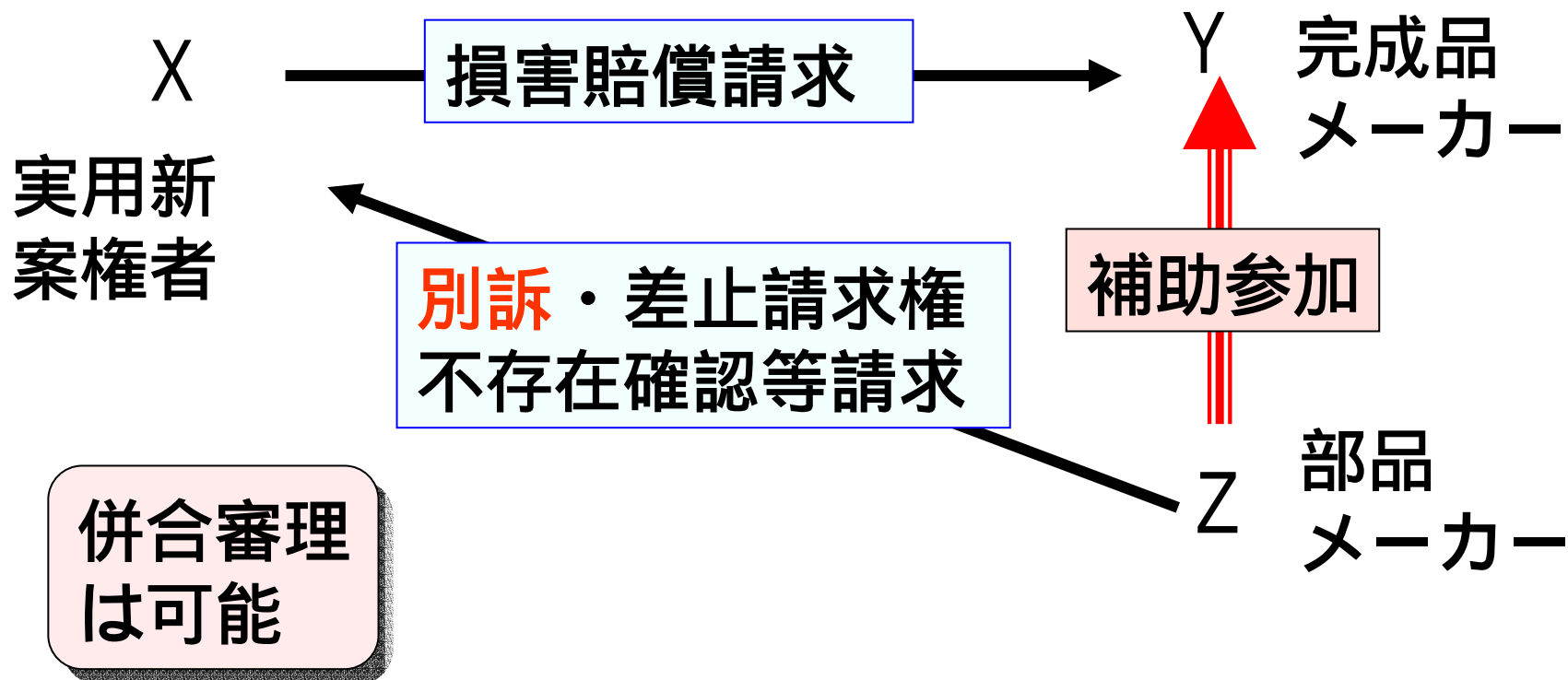
- 被参加人が訴訟外ですでに解除、取消、相殺、時効の援用等の意思表示をしている場合には、補助参加人は、これらの意思表示の事実を主張することができる。
- 他方、被参加人がその意思表示をしていない場合に、参加人がこれらの形成権を訴訟上行使できるかについては、見解が分かれている。

従属性 上訴期間

- 補助参加人は、被参加人のために定められた上訴期間内にかぎつて、上訴することができる。(最高裁判所昭和25年9月8日第2小法廷判決、最高裁判所昭和37年1月19日第2小法廷判決)
- 反対の見解も有力である。

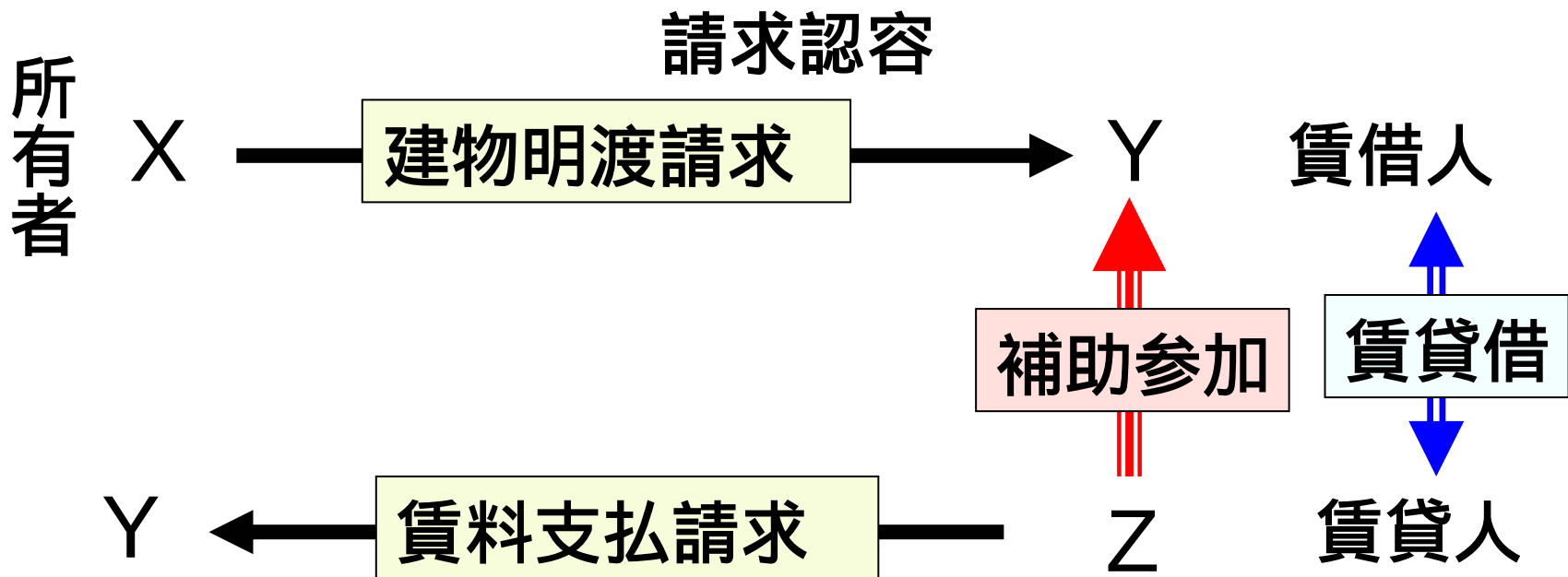
補助参加人の別訴

東京地方裁判所平成12年7月14日判決の事例



敗訴の責任の公平な分担

最高裁判所昭和45年10月22日判決



Zが所有者であると主張することは許すべきでない

補助参加人に対する判決の効力（46条）

- 参加人が被参加人と共同して訴訟を追行した以上、彼は被参加人敗訴の責任を公平に分担すべきであり、敗訴の原因を被参加人の訴訟追行の不十分に帰すことができないとすべきである。
- 「補助参加に係る訴訟の裁判は、補助参加人に対してもその効力を有する」。

参加効力の特徴

- 被参加人敗訴の場合にのみ問題となり、しかも被参加人・参加人間にしか及ばない。
- 判決主文中の判断のみならず、判決理由中の判断にも及ぶ。
- 46条所定の除外例が認められているように、具体的事情によって効力が左右される。
- 判決効の存在は職権調査事項ではなく、当事者の援用をまって顧慮すれば足りる。

参加効力の例外

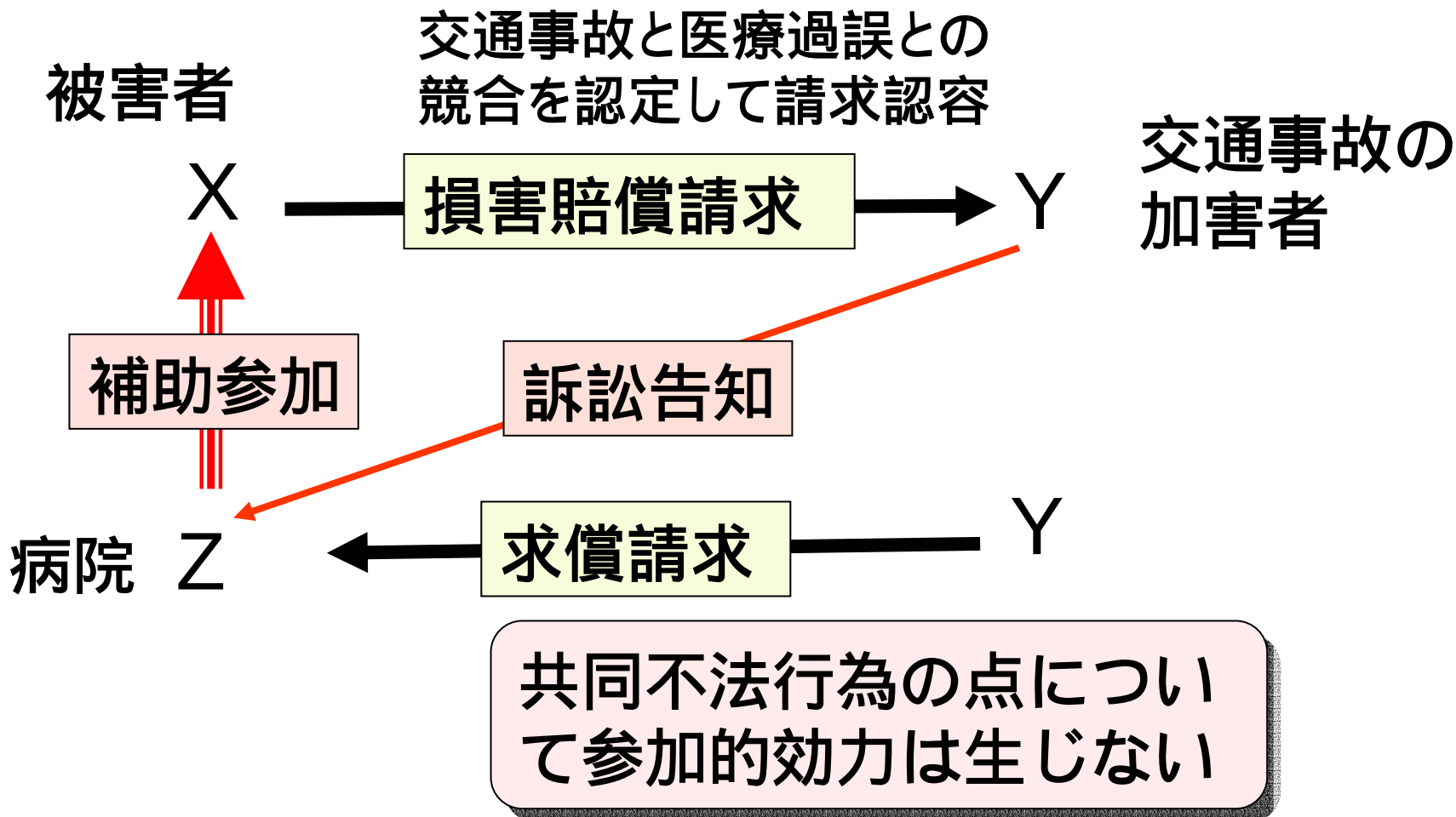
- 参加効力は、参加人が十分な訴訟行為をなす機会を有していたことを前提とする。46条各号所定の場合には、この前提が満たされないので、その限りで参加効力は生じない。

訴訟告知による参加的効力(53条)

- 参加的効力は、参加人となるべき者が現実に参加しなくても、訴訟告知により参加の機会を与えられることによって生ずる。

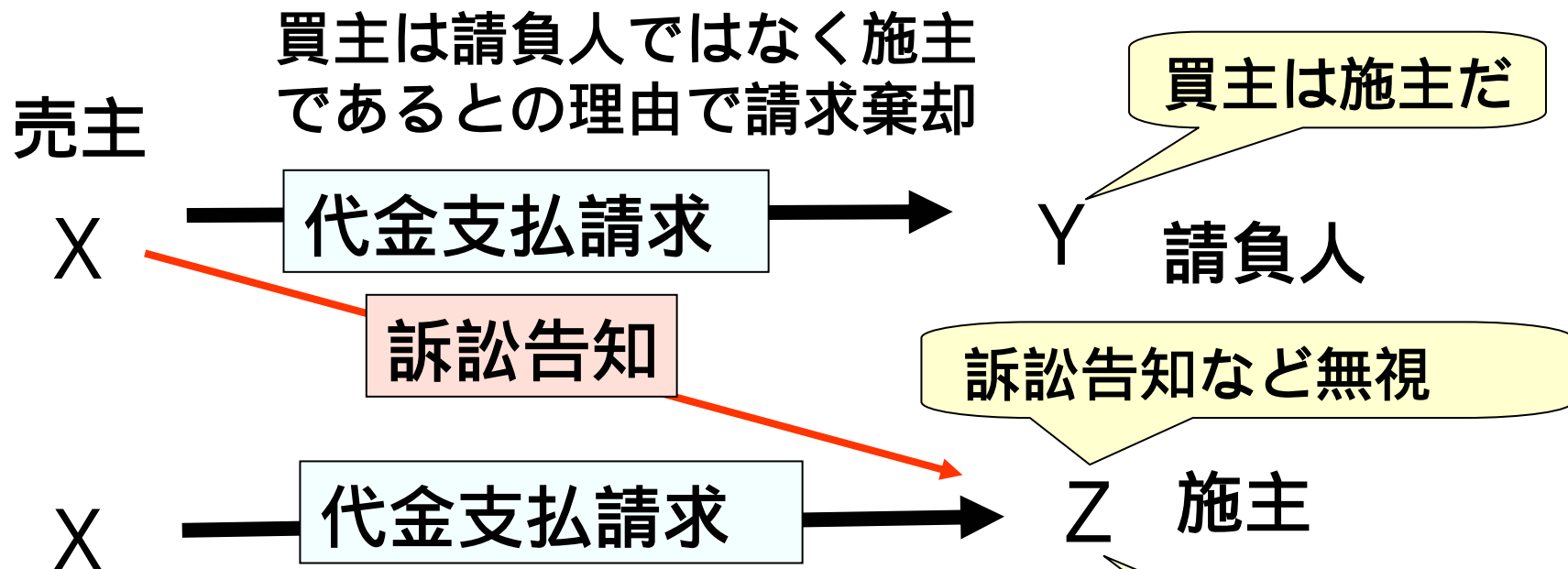
参加効力の生ずる範囲

東京高等裁判所昭和60年6月25日判決



参加効力の生ずる範囲

最高裁判所平成14年1月22日判決



参加効力は、Yが買主でないという点には生ずるが、Zが買主であるという点には及ばない

参加効力の生ずる範囲

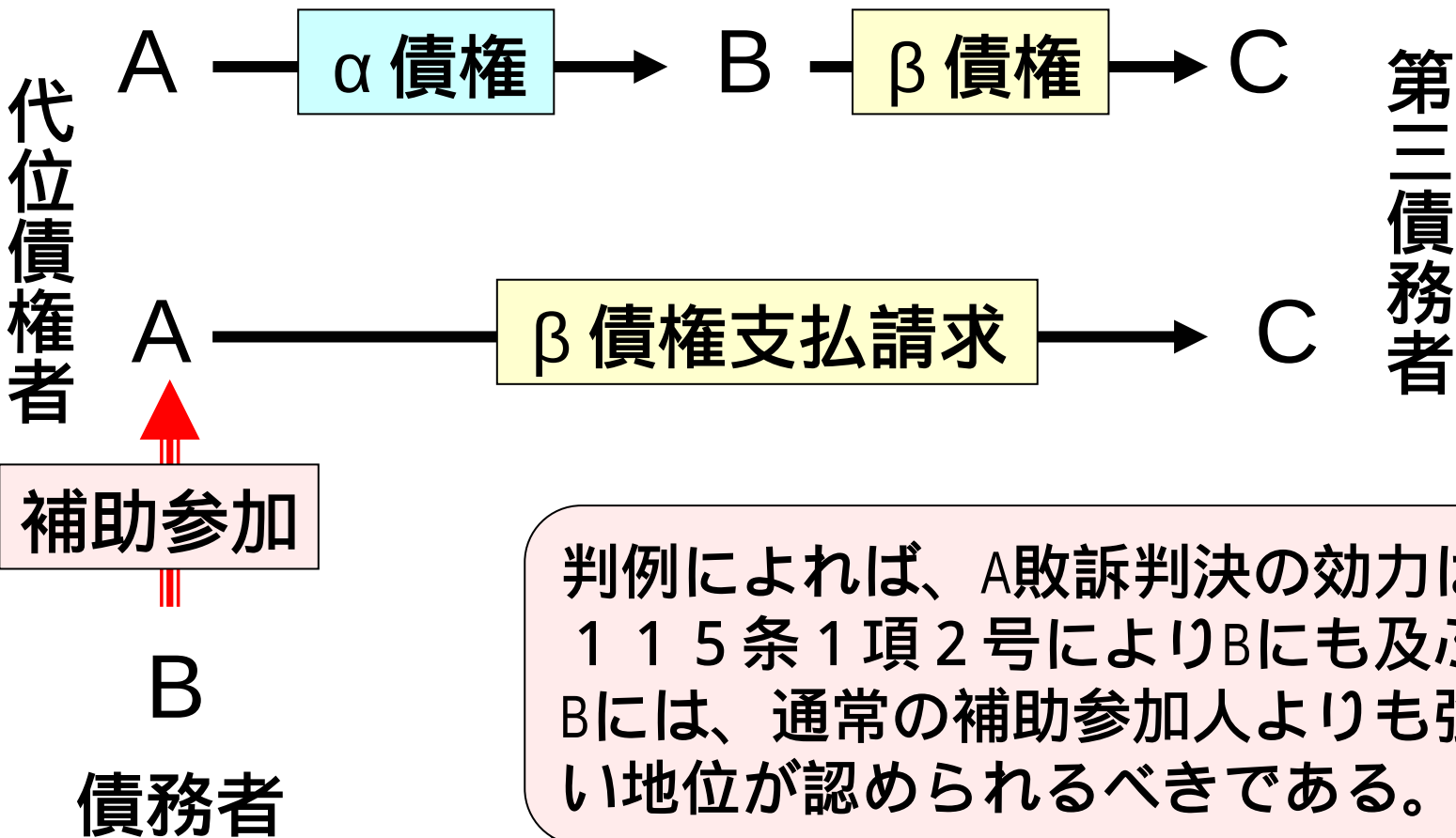
最高裁判所平成 14 年 1 月 22 日判決(続)

- 判決の主文に包含された訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけではなく、その前提として判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断などにも及ぶ。
- 参加効力の及ぶ理由中の判断とは、判決の主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断などをいうものであって、これに当たらない事実又は論点について示された認定や法律判断を含むものではない。

共同訴訟的補助参加

- 明文の規定はないが、解釈上認められている補助参加の態様である。
- 補助参加の要件を充足し、かつ判決効が第三者（参加人）に及ぶ場合に認められる。

共同訴訟的補助参加の例



共同訴訟的補助参加人の地位

判決効が参加人にも及ぶことを考慮して、独立性が高められている。

1. 被参加人の行為と抵触する行為もできる。
2. 参加人に生じた事由により手続が停止する。
3. 参加人の上訴期間は、被参加人とは独立に進行する。

練習問題(1)

債権者から保証債務の履行を求められた保証人が主債務者に事前の通知をしたところ、主債務者から弁済済みであるとの返事がきたので、支払わないでいた。債権者が保証債務履行請求の訴えを提起した。主債務者が直ちに補助参加して、主債務の消滅を主張した。しかし、裁判所は、主債務の存在を認めて、請求認容判決を下した。保証人が主債務者に対して求償請求の訴えを提起した。主債務者は、主債務は前訴の口頭弁論終結前に弁済により消滅しており、保証人が敗訴したのは訴訟追行がまずかったからであり、主債務がない以上、求償に応ずる義務はないと主張した。この主張は許されるか。

練習問題(2)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律 12 条 3 項所定の規模以上の事業所の労働者が事故で負傷したが、労災保険給付の不支給決定がなされた。その労働者がその取消訴訟を提起した場合に、事業主は被告（労働基準監督署長）を補助するためにこの訴訟に参加することができるか。